

入札参加資格登録業者 各位

会津若松市長 室 井 照 平
(公印省略)

会津若松市における技術者の配置に係る取扱いについて

会津若松市における主任技術者又は監理技術者（以下、監理技術者等という。）の配置につきまして、今回下記のとおり取り扱うこととしましたのでお知らせします。

記

1 主任技術者の兼務の取扱いについて

建設業法施行令第 27 条第 2 項における「近接した場所」の取扱いについて、東日本大震災の復旧・復興工事の本格化を踏まえた国の通知に基づき、当面の間、近接要件の取扱いを次のとおりとします。

当該条項における「近接した場所」については、同一の建設業者が施工する工事で、近接工事として間接費が調整される工事（100m 以内）を対象としていましたが、間接費の調整が行われない場合も、次のア、イ全てに該当し、近接の取扱いをすることとした場合には、一人の主任技術者がこれらを管理することができるものとします。

ただし、一人の主任技術者が管理することができる工事の数は、専任が必要な工事を含む場合は、原則 2 件程度とします。

ア 工事の対象となる工作物に一体性又は連続性が認められること。（別紙資料参照）

イ 工事現場の相互間の距離が 5 km 程度以内であること。

【適用日】平成 24 年 7 月 1 日から適用する。

2 監理技術者等の専任を要しない期間

監理技術者等については、これまで、完成届の受理日以後（修補期間を除く。）を専任を要しない期間として取り扱ってきましたが、今後、請負金額が 2,500 万円（建築一式工事においては 5,000 万円）以上の工事の場合においても、ア～ウのいずれかに該当する場合は、次の期間についても専任を要しない期間として取り扱いを行います。

ただし、ア～ウいずれの場合も、発注者と受注者の間で、その期間が設計図書又は打ち合わせ記録等の書面により明確となっていることが必要です。

ア 契約の締結後、工事着手前の期間。

※ただし、次の両要件に該当する場合のみ適用することができるものとします。

- ・当該期間が 30 日以上あること。
(当該期間が 30 日以上見込まれる場合は、入札公告時に設計図書等に記載します。)
- ・当該監理技術者等が先に配置されている工事が、市の発注工事であること。

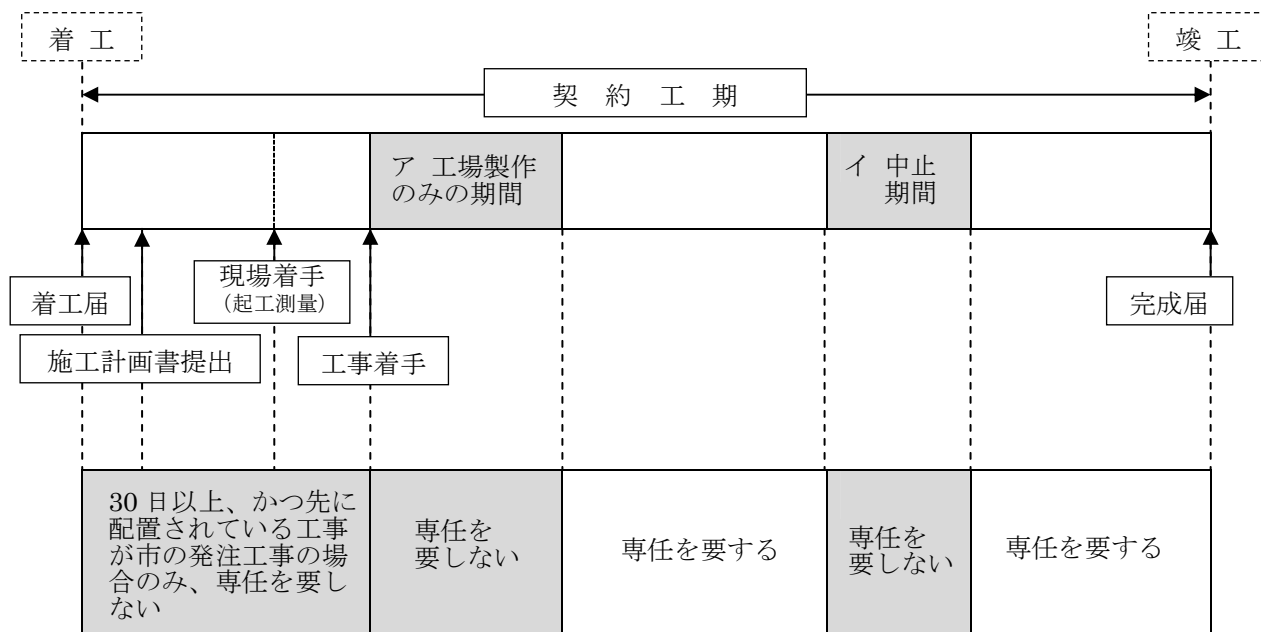
イ 工場製作を含む工事において工場製作のみが行われている期間。

ウ 発注者から工事の全部について中止命令が出された期間（一部中止の場合は専任配置が必要）。

【適用日】平成 24 年 7 月 1 日から適用する。

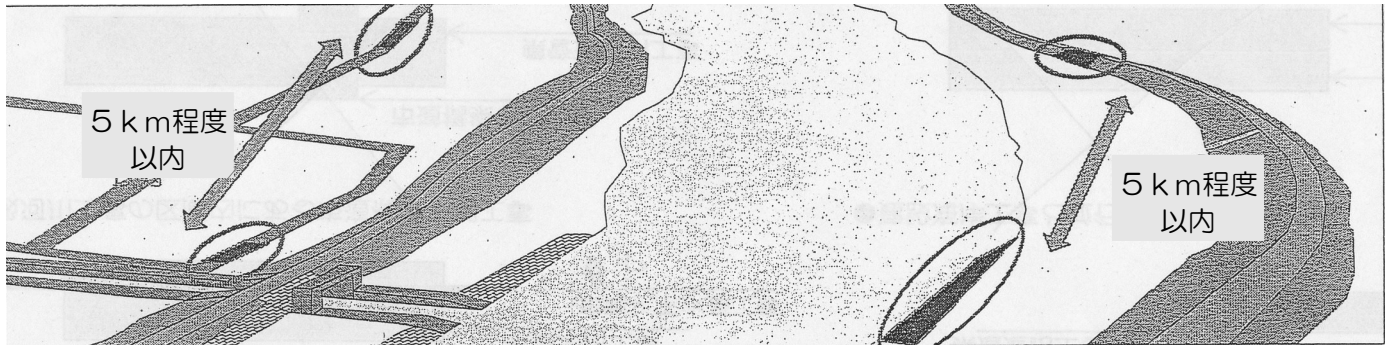
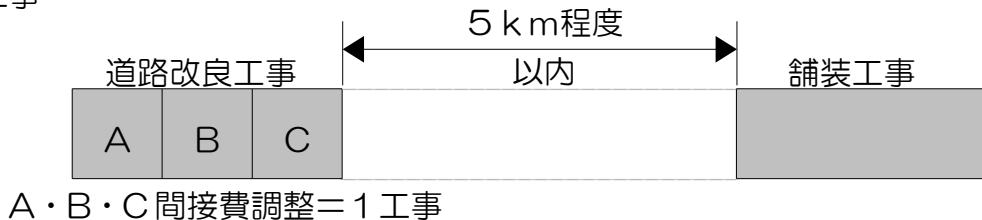
(監理技術者等の専任を要する期間の概略図)

※請負金額が 2,500 万円（建築一式工事においては 5,000 万円）以上の場合



※完成届以降、修補がある場合は当該期間の専任を要する。

(別紙資料) 取り扱いの一部改正による近接工事での専任の主任技術者が管理できる主な事例

5 k mの事例														
工 作 物 に 一 体 性 又 は 連 続 性 が 認 め ら れ る 工 事 （ 一 定 の 面 的 的 な つ な が り を 有 す る 地 域 ）	● 工作物に一体性又は連続性が認められる工事（一定の面的なつながりを有する地域） 													
	発注者が異なる場合には、常時、確実に連絡が取れる体制が必要。													
連 続 性 が 認 め ら れ る 工 事 の 事 例	● 同一路線にある道路工事 													
	● 連続性が認められる工事の事例 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>道路改良工事</th><th>舗装工事</th><th>適用</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ケース1</td><td> 請負工事費の合計 (A+B+C) 50,000+20,000+10,000 千円 下請金額の合計 (A+B+C) 20,000+5,000+5,000 千円 </td><td> 請負工事費 20,000 千円 下請金額 10,000 千円 </td><td>○</td></tr> <tr> <td>ケース2</td><td> 請負工事費の合計 (A+B+C) 50,000+20,000+10,000 千円 下請金額の合計 (A+B+C) 35,000+5,000+5,000 千円 </td><td> 請負工事費 50,000 千円 下請金額 20,000 千円 </td><td>×</td></tr> </tbody> </table> ケース2は道路改良工事で専任の監理技術者が配置されていることから適用外。				道路改良工事	舗装工事	適用	ケース1	請負工事費の合計 (A+B+C) 50,000+20,000+10,000 千円 下請金額の合計 (A+B+C) 20,000+5,000+5,000 千円	請負工事費 20,000 千円 下請金額 10,000 千円	○	ケース2	請負工事費の合計 (A+B+C) 50,000+20,000+10,000 千円 下請金額の合計 (A+B+C) 35,000+5,000+5,000 千円	請負工事費 50,000 千円 下請金額 20,000 千円
	道路改良工事	舗装工事	適用											
ケース1	請負工事費の合計 (A+B+C) 50,000+20,000+10,000 千円 下請金額の合計 (A+B+C) 20,000+5,000+5,000 千円	請負工事費 20,000 千円 下請金額 10,000 千円	○											
ケース2	請負工事費の合計 (A+B+C) 50,000+20,000+10,000 千円 下請金額の合計 (A+B+C) 35,000+5,000+5,000 千円	請負工事費 50,000 千円 下請金額 20,000 千円	×											
請 負 金 額 等 の 関 係 の 事 例														